

防府市事業承継サポート資金融資要綱

平成31年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、事業承継時に必要な事業資金を融資し、円滑な事業承継の促進と雇用の維持及び技術の承継を通じて地域経済の活性化に資することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の(1)、(2)の何れかの者で、(3)以下の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる者
- (2) 融資を決定しようとするときにおいて市内で事業承継する具体的な計画があり、かつ、融資を実行しようとするときにおいて当該事業に着手していることが明らかであること
- (3) 事業承継にかかる事業計画を有し、その計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (4) 市税等を完納している者
- (5) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を開業しようとする者又は開業している者
- (6) 防府商工会議所（以下「会議所」という。）による経営指導を受け、かつ、融資の申し込みに係る会議所からの推薦を受けている者（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けている者も会議所の推薦を要する。）
- (7) 当該事業に係る必要な許可または認可を受けている者
- (8) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

(融資金の使途)

第3条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1,500万円

(2) 融資利率

- イ 償還期間 5 年以内 年 1.4 %
- ロ 償還期間 5 年超 年 1.5 %

(3) 保証料率 保証協会所定の率とする

(4) 償還期間

- イ 運転資金 7 年以内
- ロ 設備資金 10 年以内
- ハ 運転資金と設備資金の併用 10 年以内

(5) 返済方法

- イ 月賦償還を原則とする。
- ロ 運転資金は、12 か月以内の据置期間を置くことができる。
- ハ 設備資金及び運転資金と設備資金の併用は、24 か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。

(8) 融資方法

- イ 償還期限 1 年未満手形貸付け
- ロ 償還期限 1 年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第 5 条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申

込書を会議所に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(保証料補給)

第8条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第9条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。